

苫小牧市国民健康保険税の税率等 および課税限度額の改正（案）について【概要】

1 国民健康保険税率等の改正について

（１） 基本的な考え方

① 改正経過

平成30年度から国民健康保険の運営が市町村単位から都道府県単位に変わり、北海道は、全道の保険給付費を賄うため各市町村から納付金を徴収し、必要な医療給付費を支払う仕組みとなっています。

各市町村は、納付金を収めるために北海道から示される「標準保険税率」を基本に税率を設定し、保険税を徴収する必要があります。また、北海道では令和12年度に道内市町村の保険税率の統一を目指しています。

本市では、収納率向上や保険給付費の抑制により保険税率を一定、据え置いてきましたが、令和4年度以降は、一人あたりの納付金の増などにより、収支不足が発生しており、基金による繰り入れを行いながら運営をしている状況となっています。

② 改正の必要性

本市では、平成20年度の後期高齢者医療制度開始に伴う算定方式の見直しによる税率改正以降、収納率向上や保険給付費の抑制のほか、基金を活用して税率を引き上げずに実質15年間据え置いてきましたが、高齢者割合の増や医療の高度化により一人あたり医療費が増加傾向であり、北海道へ納める納付金も増加している状況となっています。

このため、現行税率による税収ではさらなる収支不足が予測され、令和8年度には基金が枯渇することが想定されており、今後も安定的に国民健康保険制度を維持していくために、税率の改正が必要と考えています。

なお、国民健康保険税率等については、「苫小牧市国民健康保険運営協議会」に諮問し、今後の税収確保や保健事業の取組を推進し、税率等を改正することが必要であるとの答申をいただきました。

(2) 改正案

① 改正(案)

今回の税率の改正案については、現行税率を基本としつつ、標準保険税率基礎分均等割の増額を抑制することで負担軽減を図ります。

さらに、急激な保険税の上昇を抑制する目的から、基礎分の均等割額については、段階的に引き上げる激変緩和を講じた改正案としています。

【現行税率と標準保険税率の比較】

	基礎分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
現 行 率	7.88	16,700	29,900	2.81	8,600	6,600	2.23	6,800	6,400
標 準 保 険 税 率	8.83	28,649	29,074	2.69	8,980	9,113	1.94	8,949	6,915

【改正案】

	基礎分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分			
	所得割 (%)	均等割 (円)		平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
改 正 案	8.83	23,000		29,900	2.81	8,900	9,100	2.23	8,900	6,900
		R6	20,000							
		R7	21,500							

② 改正に伴う影響

税率等改正による所得階層別の比較等は次ページの参考資料を参照してください。

【参考資料】 改正に伴う所得階層別の影響 (R6 年度)

A表【全世帯共通】

【単位：円】

年金収入		給与収入	所得	1人世帯		2人世帯		3人世帯	
65歳以上	65歳未満			現行比	現行比	現行比	現行比		
1,530,000	1,030,000	980,000	430,000	20,300	+1,900	28,900	+2,900	37,600	+3,900
1,700,000	1,200,000	1,150,000	600,000	53,600	+4,700	68,100	+6,500	82,500	+8,300
1,820,000	1,326,000	1,270,000	720,000	67,600	+5,800	82,000	+7,500	96,500	+9,400
2,065,000	1,653,000	1,515,000	965,000	116,500	+10,000	110,500	+9,800	125,000	+11,700
2,110,000	1,713,000	1,560,000	1,010,000	135,300	+11,600	115,800	+10,400	130,200	+12,100
2,400,000	2,100,000	1,971,000	1,300,000	169,100	+14,400	178,600	+16,100	164,000	+14,900
2,600,000	2,366,000	2,259,000	1,500,000	192,300	+16,200	201,900	+17,900	225,100	+20,900
2,690,000	2,486,000	2,387,000	1,590,000	202,800	+17,100	231,700	+20,700	235,500	+21,600
3,135,000	3,080,000	3,023,000	2,035,000	254,700	+21,400	283,600	+25,000	287,300	+25,900
3,793,000	3,793,000	3,763,000	2,570,000	316,900	+26,400	345,800	+30,000	374,700	+33,600
4,335,000		4,300,000	3,000,000	367,000	+30,500	395,900	+34,100	424,800	+37,700
4,923,000		4,925,000	3,500,000	425,100	+35,200	454,000	+38,800	482,900	+42,400
5,511,000		5,551,000	4,000,000	483,400	+40,000	512,300	+43,600	541,200	+47,200
6,100,000		6,175,000	4,500,000	541,500	+44,700	570,400	+48,300	599,300	+51,900
6,688,000		6,777,000	5,000,000	599,800	+49,500	628,700	+53,100	657,600	+56,700
7,276,000		7,333,000	5,500,000	657,900	+54,200	686,800	+57,800	715,700	+61,400

【B表40～64歳】

【単位：円】

世帯に40～64歳が [※]			
1人いる		2人いる	
現行比	現行比	現行比	現行比
4,700	+800	7,400	+1,400
11,600	+1,300	16,100	+2,400
14,300	+1,300	18,800	+2,400
24,500	+2,100	24,200	+2,300
28,700	+2,600	25,200	+2,300
35,200	+2,600	39,100	+3,700
39,600	+2,600	43,600	+3,800
41,600	+2,600	50,500	+4,700
51,500	+2,600	60,400	+4,700
63,500	+2,600	72,400	+4,700
73,100	+2,600	82,000	+4,700
84,200	+2,600	93,100	+4,700
95,400	+2,600	104,300	+4,700
106,500	+2,600	115,400	+4,700
117,700	+2,600	126,600	+4,700
128,800	+2,600	137,700	+4,700

保険税額の計算方法

A表で該当となる収入と世帯人数から税額を確認 ⇒ 世帯に40～64歳の方がいる場合は、B表税額を確認 ⇒ A表とB表の税額を合計

※税額は目安の金額となるため、所得額や世帯条件により、実際の額とは異なる可能性があります

※ **7割軽減** **5割軽減** **2割軽減** の網掛けがかかっている世帯は保険税のうち均等割額、平等割額が法定により軽減されています

なお、今後の法改正により軽減の対象が変更となる可能性があります

※R7年度は、上記表の額に、基礎分の均等割額として一人あたり1,500円、R8年度は一人あたり3,000円を加算した金額となります

ただし、法定軽減に該当している場合は、加算する額に対して法定軽減が適用となります

2 国民健康保険税課税限度額の改正について

(1) 基本的な考え方

① 改正経過

国は、被用者保険の標準報酬月額の上限額とのバランスを考慮し、段階的に法定限度額を引上げており、本市においても、法定限度額との乖離を解消するため、段階的に課税限度額の引上げを行っています。

令和5年度の法定限度額は104万円となっており、本市の課税限度額102万円に対し2万円の乖離が生じている状況となっています。

課税限度額の推移

(単位：千円)

年度	基礎分		後期高齢者 支援金等分		介護納付金分		計		
	国	本市	国	本市	国	本市	国	本市	差額
R1	610	540	190	190	160	160	960	890	70
R2	630	580			990		930	60	
R3		610			960		30		
R4	650	630	200	170	170	1,020	990	30	
R5		650	220		200	1,040	1,020	20	

② 道内他市の状況

令和5年度では、道内35市のうち、27市が法定限度額と同額の104万円、本市を含めた8市が102万円となっています。

③ 改正の必要性

平成30年度の国保都道府県化において、市町村が都道府県に納める国保事業費納付金は、法定限度額を基準として積算され、法定限度額に達していない場合は、その税込不足分を補うため税率を上げる必要があります。そうすると中低所得者の負担が増えることとなります。

また、苫小牧市国民健康保険運営協議会からも法定限度額に合わせた課税限度額の引上げに対して「適当」である答申をいただきました。

したがって、所得に応じた保険税負担の公平性の観点からも、課税限度額の引上げが必要と考えています。

(2) 改正案

① 改正(案)

(単位：千円)

	現行	改正後	増減
基礎分	650	650	-
後期高齢者支援金等分	200	220	20
介護納付金分	170	170	-
合計	1,020	1,040	20

② 改正に伴う影響

課税限度額の引上げにより、影響する世帯は200世帯、保険税調定額は約364万円の増額が見込まれます。

3 実施日

国民健康保険税の税率等および課税限度額ともに令和6年4月1日(予定)